

指定管理者の選定について【非公募】
（中老人福祉センター及び八田荘老人ホーム）

1 施設名	堺市立中老人福センター 堺市立八田荘老人ホーム
2 指定期間（予定）	令和３年４月１日～令和４年３月３１日（１年間）
3 設置条例等	<p>【中老人福祉センター】 設置条例：堺市立老人福祉センター条例 その他設置の根拠等：老人福祉法第１５条第５項</p> <p>【八田荘老人ホーム】 設置条例：八田荘老人ホーム条例 その他設置の根拠等：老人福祉法第１５条第３項 老人福祉法第２０条の４</p>
4 施設の設置目的	<p>【中老人福祉センター】 高齢者に関する生活及び健康についての相談に応じ、また生業及び就労の指導を行うとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること。</p> <p>【八田荘老人ホーム】 環境上及び経済上の理由により居宅において生活することが困難なおおむね 65 歳以上の方を入所させ、養護するとともに、その方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと。</p>
5 指定管理者制度の導入について	<p>【中老人福祉センター】 ■平成１８年度より、老人福祉センターの魅力さをさらに引き出し、施設の設置目的を、より効果的かつ効率的に達成し、多様化・複雑化する利用者ニーズへの柔軟な対応を期待し、中・東・西・南・北老人福祉センターに指定管理者制度を一括導入。 ■平成２３年度より、一定の均一性や利便性を確保しつつ、各センターの地域性を活かし、利用者のニーズにより即した事業展開を期待して、「堺・西」「中・南」「東・北・美原」の３区域に分割し、公募により指定管理者を指定。</p> <p>【八田荘老人ホーム】 ■平成２１年度より堺市立八田荘老人ホームの設置目的をより一層効果的、効率的に達成し、入所者ニーズに対応したサービスの提供、施設の活性化等に資するため指定管理者制度の導入を行い、公募により指定管理者を指定した。 ■先の指定管理期間（５年間）の満了に伴う、令和３年度からの次期指定管理者を非公募により指定する。</p>
6 非公募理由	別紙のとおり

（別紙）

堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターの選定について （非公募理由）

堺市立八田荘老人ホーム（以下「八田荘老人ホーム」という。）は、環境上及び経済上の理由により居宅において生活することが困難なおおむね65歳以上の方を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的に設置した施設である。

また、堺市立中老人福祉センター（以下「中老人福祉センター」という。）は、高齢者を対象に生活及び健康についての相談や、生業及び就労の指導を行うとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として、八田荘老人ホームと同一敷地内に設置した施設である。

八田荘老人ホームは平成21年度から、中老人福祉センターは平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者の豊富なノウハウにより施設の設置目的を最大限に生かし、利用者サービスの向上及び施設の活性化を図るため、それぞれ公募により大阪府内に主たる事務所を置く社会福祉法人を選定し、現在、同一法人が指定管理者となり施設の管理運営を行っている。

両施設の今後のあり方については、八田荘老人ホームは令和2年3月に策定した堺市立の高齢者福祉施設のあり方基本指針において、令和4年度を目途に民間の施設とすることとしており、同一敷地内にある中老人福祉センターについても、八田荘老人ホームと同じ管理者が運営を行うことで、経費の削減が図られるだけでなく、効率的な組織運営が期待できることから、同センターについても民間の施設とする方向で検討を行っている。

次期指定管理者の選定にあたっては、令和3年度まで民営化に向けての協議、調整等を行う予定であることから、指定期間を1年間として、両施設を円滑、安定的に管理運営している現指定管理者を非公募により選定するものである。